

愛知県環境審議会水質部会（平成 25 年度第 1 回）会議録

1 日時

平成 25 年 10 月 4 日（金）午前 10 時から 11 時 45 分まで

2 場所

愛知県自治センター 6 階 会議室

3 出席者

（ 1 ）委員（ 14 名）

小嶋部会長、那須委員、松尾委員、安田委員、石附専門委員、井上専門委員、田中専門委員、湯地専門委員、梅山特別委員（代理：中部地方整備局企画部環境調整官）、野俣特別委員（代理：中部運輸局交通環境部計画調整官）、中島特別委員（代理：第四管区海上保安本部警備救難部環境防災課長）、岩槻特別委員（代理：名古屋国税局課税第二部鑑定官室主任鑑定官）、森特別委員（代理：東海農政局農村計画部資源課環境保全官）、山田特別委員（代理：中部経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課長）

（ 2 ）事務局（ 12 名）

（愛知県環境部）宇都木技監

（水地盤環境課）鈴木課長、橋本主幹、新井主幹、谷口課長補佐、岩井課長補佐、藤田主査、濱谷主任、高橋主任、森本技師、渡邊技師

（環境調査センター）水野水圏部長

4 傍聴人等

傍聴人なし、報道関係者なし

5 議事

- ・ 会議録への署名は、井上専門委員、湯地専門委員が行うこととなった。

（ 1 ）諮問事項

水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について

- ・ 事務局から、資料 1 及び 2 に基づき、水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定（案）及びパブリックコメントの結果について説明があった。

< 質疑応答 >

[那須委員] 確認だが、達成期間の 5 年以内などの設定は、L A S が追加されたためにそうなったのか。あるいはそうではなく、全垂鉛でそうなったのか。

[事務局] 今回の設定においては、L A S が追加されたことは関係していない。

また、ノニルフェノールも検討に入れていない。ノニルフェノールは今年の8月に追加されたばかりであり、達成期間は全亜鉛の結果を基に設定している。今後、調査結果を踏まえて達成期間の見直しが必要であれば、随時見直しを行う。

補足だが、資料1の6ページ目にその旨記載している。

[那須委員] 資料2の最後の所、「底泥など様々な要因が考えられます」となっているが、「様々な要因」をお答えできるのか。分かっていることがあればお聞きしたい。

[事務局] 底質が嫌気化しているような状況だとか、水質がどうかといったことが考えられることから「様々な要因」という記述とさせていただいた。

[那須委員] 例えば学会発表では、「いろんな要因が考えられます」で逃げるが、県の場合は逃げられるのか。具体的な味というものに何かお答えできるものがあれば、きちんと書いた方がいいと思うし、これだと逃げているような様子うかがえるので、少し工夫されてはどうか。

[事務局] はっきりとこれが要因だというのがなかなか難しいところがあり、このような記述としている。

[那須委員] これで逃げられるならいいが、「様々な要因」は何かと聞かれたときに、答えを持っていないといけないのではないか。

[事務局] 資料2の構成として、まず1ページが今回のパブコメの水生生物の保全に係る類型指定に関する事項、4ページからがその他ということで、今回のパブコメの趣旨と違うということで分けている。この意見は、その他の中の1項目であり、これくらいの考え方でいいかと考えている。

[小嶋部会長] 味は難しい。亜鉛やノニルフェノールはあまり関係ないと思うが、知見はありませんということで、それはそれでいいと思う。その後、「考えられます」だから、これはこれでいいと思われる。

[中部地方整備局] ヤマトシジミを食べられるかどうかは採られた方の判断ということもあり、また、うまいかうまくないかの判断もその方の感想という前提に立たざるを得ない。基本的にシジミはおいしい。ただ、それがうまくないという状況の中に、庄内川が持っている環境の中にどうしても生きざるを得ない、成長不良の状況もあるだろう。マーケットに出てこないという状況の中で、それをあえて食べられた方の感想ということ踏まえてどう答えるかということだと、私自身感想として思った。

[小嶋部会長] 今の点について、那須先生どうでしょう。

[那須委員] 難しいことですね。コミュニケーションということで。味がまずいということについては分からないが、様々な要因について、分からないものは分からないと言った方がいいのではないか。

[小嶋部会長] 一応「知見はありません」と書いてはある。

[那須委員] これはそのようにとればいいのですね。

[井上委員] 資料 2 の 1 番目に対する県の考え方について、参照資料のところ
で、特別域指定の考え方を添付しているが、中程の 1 番目の条件は、考え
方の「など」のところはこれと読むのだと思う。一般の県民の考え方から
すると、 に適した場所であって、NPO 法人や行政等が調査・保全活動
や、あるいは保護活動をしており、市の条例等となって指定していれば、
今後特 A・特 B にしていきますというような方向性を示されると環境部局
としていいのかなと思う。

[小嶋部会長] 目標の設定をもう少し踏み込んで書いてもいいのかなというこ
とだと思いますが。

[事務局] 特別域の指定に向けた積極的な方向性ということについて、指定に
係る県の考え方はお示ししたとおりであるが、そういった記述をこの中に
盛り込むことについて考えたい。

[小嶋部会長] この場で修正をやらなければいけませんね。

[中部地方整備局] 河川関係の防災事業をやってきたが、少し感じることを申
し上げたい。特に河川の中で、生態系というか、水環境をどうすべきなの
か、という意味では、川作りの中で多自然という言い方をしている。そう
いった環境が瀬・淵、水辺の植生、もしくは干潟というか、潟と言ったよ
うな構造を川が本来持っているという認識で、それを防災施設、例えば護
岸だとか河川横断物の堰だとか、洪水を受ける川であるので、そういった
ものを安全に流すというような前提で、どう整合性を持たせるのか、とい
うのは大きなテーマである。

ただ、目標という言い方をすると、それを我々工学という立場からする
と、できるだけ配慮していこうという、アセスメント的な意味あいとはち
よっと違うが、できるだけそういう環境を作っていこうという事業展開は
している。それを必ずその条件を保つというような事業計画的な考え方を
することは、(技術的にも) かなり難しい課題になると感じた。そういっ
た意味で、今の環境、水生生物という一つの切り口で、亜鉛やノニルフェ
ノール、LAS といった陸域からの水質、水温というような環境、生態系
が持っている大枠での環境条件をどう担保していくか、とりあえずは、そ
れをどう保全していくか。それを創造していくことは別途あると思うし、
どんどん項目も増えているようだし、全体の環境保全の考え方というのが
今の施策の中にあるのではと感じる。

一方で、我々河川事業を行っているものが、水生生物にとっていい環境
を創造していくよう努力していき、併せてそういう施策としての整合性を
とるべきという井上委員の御意見は、もっともだと思うけれども、そうい
う状況であると言うことで少し御意見を申し上げた。

[事務局] 井上委員の 1 番の質問で、後段の「繁殖の状況を作っていくことが
環境のために必要」だという意味もあって御意見をなされたと思う。確か

に参照資料の中には、実際に産卵が行われていることが漁業関係者・NPO・行政に確認された水面などで、具体的な水域として3つの例がある。類型指定を検討する際には、いろいろヒアリングをして、きめ細やかな調査をした結果、そういうものはなかったのだが、将来的に例えば地域の方が一生懸命条件を整えて、そういうものが出てくるのであれば今後、類型指定の見直しの中で検討していくべきことだと思うので、今の時点ではこのような状況でやりたいと思っている。

[井上委員]そのことは重々承知している。これでいいと思っているが、県の書き方のところで「水産資源保護法に基づく保護水面やそれと同等以上」というような書き方がされていると、なにかこれでもう無理なんだというのが県民に伝わってしまうと思った。そうではなくて、水産資源保護法に指定されていなくても、それと同等でなくても、 のような条件がそろえば、そういう可能性があるということがどこか文章で分かる方がいいのではないか。

[事務局]了解した。参考資料にある の部分も、今「水域など」と書いてあるので、「など」の部分 を の部分が入るような表現に換えさせていただく。

[中部地方整備局]井上委員と同じ感覚を私も持ったのだが、こういう指定のイメージでいくと、生態系というのは、そもそもどこかで生まれて、そして、稚魚・成魚というような段階で生息の場を選択して、そこに魚がいるというのは、ある意味当たり前だと思う。そうしたときに、この魚たちはどこで生まれているのか、こういう指定をする時の感覚的な意味での見識がたぶんあるだろうと。指定しなくてもそこには必ずどこからかやってくる、そういう環境にある中で、今、大人の魚だけのイメージで指定しているのかなと。往々にして「特」がない河川があるので、ここが特別だという意味ではなく、ただ、こういう御質問に対して生態系そのものが持っている、生まれた場所がここにあるんだよというようなぼんやりとしたものなのかも知れないが、御専門の方の意見も踏まえて見識として持つことは必要だろうと思う。

[小嶋部会長]事務局としては何か修正・追加はありますか。

[中部地方整備局]私の意見は別に修正というわけではない。

[事務局]今の段階で資料2の県の考え方の「水域など」の「など」部分を少し修正して、参照資料の の部分を少し追加するというで換えたいと思う。資料1についてはこのままでいいと思うが、何か御意見があればよろしくお願ひしたい。

[小嶋部会長]今の説明のようにするということによろしいですね。

[井上委員]書き方だけの問題だと思うが、県の考え方の書き方で、5番のところの意見者が答えとして求めている「庄内川でアユ等の水産生物の調査

を行わないのか、その理由をお聞かせください。また、県内の機関でこれらの改善するよう調整を図ってください」というところで、これに対する回答がない。類型を指定するためにアコを含めた調査をしていることは分かるが、そうではなく、これは毎年生息状況の調査をして欲しいという意見だと思った。それができないのであれば、それは考えていないとか、できていませんとか、できないですとか、やるのであればやるように調整しますといったコメントを書くこともパブコメに回答するときには必要ではないか。

[事務局] 県の水産部局において、漁業権が設定されている水系、例えば意見にあるような豊川水系や矢作川水系では調査が行われているが、庄内川では漁業権が設定されていないことから、調査が行われていないという実態がある。

[井上委員] もしなければ、そのことを考え方の欄に書いておいた方が親切な回答になるのかなと思った。ご検討いただければと思う。

[小嶋部会長] それは書き込んでもよいか。

[事務局] 了解した。今のような趣旨を追加したい。

[安田委員] その他でない方の3番と4番についてお聞きしたい。この方は亜鉛濃度が水分橋で0.08 mg/Lだと言っているが、実際はこの調査と違うということか。この人は、古いデータのことを言っているのか、何か勘違いしているのか、少し補足していただきたい。

[事務局] この方が示されている添付資料の1は、類型指定をするに当たって当課が調査をした調査結果のうち、平成21年度の水質部会の資料を引用している。確かに当時高かったという事実はある。

[安田委員] 意見の中では21年度の調査結果としているが、回答には21年度以降は減っているとあり、21年度がかぶっていてよく分からない。

[事務局] 20年度までの調査結果をまとめ、公表したのが21年度ということである。

[安田委員] ぱっと見勘違いしたので、分かるように書いた方がいいということと、値が下がった原因が分かれば何か補足した方がいいと感じた。想像でもいいので、その方が安心すると思う。分からなければしょうがないが。

[事務局] 見解でお示ししたとおりであり、流入する排水の影響等、様々な要因が推察されるものと考えている。

[安田委員] 具体的に分かっていないということなのか、攻撃になるので書けないのか。

[事務局] 原因が特定できなければこういった公的なものには書きにくいということがある。値が出たということは原因があるのだが、いろいろな要因が考えられる。現状で、続けて出ていけば、ある程度調査もできるが、現状で落ち着いており、過去にはさかのぼれないので、こういう記載とした

い。

[中部地方整備局] その他の 2 番目の県の考え方で、環境基準で B 類型という言い方をしており、BOD の基準という認識で答えているが、無理はないのか。今回の類型の生物 B ではないという判断はどこでしているか。「既存の」というところか。

[事務局] 「既存の」環境基準とは、BOD などの基準であり、庄内川の一部は実際 D 類型になっているので、B 類型以上に上げて欲しいという意味で受け取った。今回の水生生物の環境基準は、庄内川を全て生物 B 類型としているので、B 類型以上ではある。よって、明らかに BOD のことに触れていると受け取った。

[田中委員] 今回の報告案に示された達成期間というのは基本的には全亜鉛の濃度で決めているということだが、今後ノニルフェノールと LAS について、何年くらい調査の結果を見て達成期間の見直しをするのか。適宜するという話ではあったが具体的に教えてほしい。

[事務局] 達成期間の口と八については「5 年以内」と「5 年を超えて」とあることから、5 年程度が一つの目安と考えている。

[那須委員] どこかの河川でノニルフェノールが高かった気がするが、その数値と比較してこの基準値はどのくらいか。

[事務局] ノニルフェノールは環境ホルモンの調査として行っている。確かに、庄内川等水域の日光川の日光橋で高かったことがある。ただ、今回の生物 B の基準値よりは低かったと思う。

[那須委員] LAS の測定の実績はあるか。

[事務局] ない。

[那須委員] そうなると、これはどのレベルが出てくるか、あるいは予測としてどうか。

[事務局] 全国の検出状況からすると、LAS の達成率は 95% くらいであり、愛知県もそのくらいになると思われる。

[小嶋部会長] 5 年を超えると 5 年以内と分けてあるが、どのような考えでやっているのか。

[事務局] 過去の調査で 1 度も達成していないようなレベルの地点については、「5 年を超える」にしているが、過去に環境基準を下回ったことがある水域については、速やかに達成させていきたいという考えから 5 年以内で可及的速やかに達成という考えで分けている。

[小嶋部会長] 部会報告の取りまとめについて、修正はないとしてよろしいですね。

[全委員] 異議無し

[小嶋部会長] 資料 1 及び資料編 1 , 2 を部会報告としてよろしいですか。
[全委員] 異議無し

・事務局から報告文の案文について説明があった。

[小嶋部会長]

報告文案に資料 1 及び資料編 1 , 2 をつけて部会報告ということで、審議
会会長に報告する。

[全委員] 異議無し

[事務局] パブコメに対する考え方については、事務局で修正し、それを部会
長に確認していただくという進め方でよろしいか。

[小嶋部会長] そのような進め方でよろしいか。

[全委員] 異議無し。

(2) その他

・事務局から、資料 3 に基づき国の動向についての説明があった。

< 質疑応答 >

[中部地方整備局] 中部地方整備局に事務局を置いている伊勢湾再生推進会議が
ある。そのメンバーに愛知・岐阜・三重といった行政、それと国の各機関も
加わっている。前段の県の説明にもあったが、閉鎖性水域の水質がなかなか
改善していかない。閉鎖性水域だと、過去何十年間かにわたって出てきた負
荷が、浅い海域の中で分解し、それがプランクトンの増殖等を通じて汚濁に
つながるといような自己汚濁システムのイメージで理解されて、なかなか
うまくいかない。行政として下水道事業といった対策を進めるためのイン
センティブが付きづらい状況である。再生会議のメンバーとして議論してい
る状況だが、こういった情報を踏まえて、底層 DO や透明度を目標としてい
くイメージはある。前段の COD、全窒素・全りんといった項目は、これは
これで継続的に見ていくことが、データのストックと言う意味でも必要だと
思うが、これの扱いがどうなのかが 1 点。そして、もう一つ、全窒素・全り
んは、生物の再生産に重要な役割を担っている藻場等の海藻藻類にとっては
必要不可欠であるという記述があるが、目標値としての数字の扱いに何らか
の変更があるのか。全窒素・全りんという捉え方よりは、もったりんの形態
に議論が移っているような気がするが、数値的な捉え方に変更があるのか。
それと、 の市民が体感できる直感的な理解しやすい指標ということで、底
層 DO や透明度は、ある意味分かりやすい指標だが、底層 DO 対策としてこ
れだという施策は、どのようなことが考えられるか。また、それを対策とし

て事業化していくのは一体誰がやるのかを含めて非常に難しい課題なのかなと思う。事務局への質問と併せ、委員の御意見もお伺いできれば、再生会議等でも参考になると思って少しお時間をいただいた。

[事務局] 従来のCOD、全窒素、全りん的环境基準については今後も継続していくものと考えている。さらに、それ以外に新たな視点での指標が必要ということを受け、底層DOと透明度等が追加検討に入っていると認識している。

目標値だが、環境省から中央環境審議会に諮問されてこれから様々な審議がされていく。その推移をみながら、私ども地方としてやっていくことになるが、今の段階では国の審議の状況を見ていくという状況にある。

[那須委員] 従来やっていたCODとか全窒素・全りんの測定項目を継続して欲しいという御意見だと受け止めたのだが、私もそう思う。今までの項目を急に削ってしまうと、今まで判断してきたいろいろなことを判断できなくなる場合があるので、できれば愛知県としては、今までの測定項目は継続して欲しい。それに付け加えて底層DOや透明度を加えるのは全然異論がないと考えている。

[事務局] 県としても従来から測っているCOD、全窒素、全りんについては継続して監視していき、新たなものについても対応していきたいと考えている。

[小嶋部会長] インセンティブといったことも出たが、誰が貧酸素水塊を解決していくのか、といった点に課題もあるかと。

[事務局] 底層DO対策は、非常に難しいことであるが、まずは三河湾なり伊勢湾の閉鎖性水域の水質を良くするための流入負荷量対策が一番だと考えている。その次に、底層に有機物がたまってDOを消費することに対しては、直接覆砂をすることや、干潟の造成といった対策がある。現在、三河湾については、環境再生に向けた委員会を開催し、その中で具体的にどうやっていくのかも検討している状況である。

[小嶋部会長] 基準の達成というか、改善に向けた努力も同時にセットで考えた方がいいと思う。

[湯地委員] なぜ今このタイミングでこの話が出てきたのかという点と、世界的なレベルとかスタンダードはどのような状況にあるのか、むしろ日本は進んでいるのかということについてはどうか。

[事務局] 参考資料にお示したとおり、閉鎖性中長期ビジョンという形で検討が重ねられてきて、それを受けて環境基本計画にも位置づけられ、今回諮問に至ったということと認識している。世界的なレベルについてはお答えできるものを持ち合わせていない。

[湯地委員] うがった見方をすると、がんばっても数字が動かないから目標を変えろというように見える。それを批判するつもりもないが、そういうのは前からあると思うので、どうして今出てきたのかなと疑問に思ったことから伺った。

[松尾委員] 水質の環境基準点で底層DOとか透明度のデータはどの程度お持ちか。

[事務局] 底層DOについては、伊勢湾では四季で20点ほど実施している。35年くらい前から行っている。透明度はほとんどの地点で行っており、30点くらいあると思う。

[松尾委員] そうすると、環境基準項目に追加されても愛知県としてはなんとか対応できそうということか。

[事務局] どんどん項目が追加されてくるので、調査頻度や地点の合理化等も検討していかなければと思っている。